

(目的)

第1条 この規則は、旅客営業規程（平成19年4月営業部達第3号。以下「規程」という。）第2条に基づき、企画乗車券による当社線内の旅客運送その他の必要な取扱いについて定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当社線内で使用することができる企画乗車券の取扱いについては、この規則に定めるところによる。

2 前項の企画乗車券のうち、ICカード乗車券に関する取扱いは、ICカード乗車券取扱規則（平成19年4月営業部達第4号。以下「IC規則」という。）を準用する。

3 この規則に定めのない事項については、法令、規程等の規定を準用する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 企画乗車券 旅客に対する利便性向上や割引サービスの提供などを目的とする、規程で定めのない乗車券をいう。

(2) 有効期間 企画乗車券を使用することができる期間をいう。

(3) 有効時間 企画乗車券を使用することができる時間をいう。

(4) 有効期限 企画乗車券を使用開始することができる期限をいう。

(5) 期間券 有効期間を使用開始から一日単位で計算する企画乗車券をいう。

(6) 時間券 有効時間を使用開始から24時間単位で計算する企画乗車券をいう。

(7) 当日券 発売日当日に限り使用開始することができる企画乗車券をいう。

(8) 前売り券 定められた期間内に使用開始することができる企画乗車券（当日券を除く。）をいう。

(9) 携帯情報端末 インターネットに対応したスマートフォン等の情報端末をいう。

(10) 決済媒体 対応する改札機等へのタッチ等の情報の読み取りにより、当社線を利用することができるクレジットカード又はクレジットカード機能を有する携帯情報端末等をいう。

(11) クレジットカードタッチ乗車 当社又は提携する事業者の管理するサーバ上にクレジットカード番号等の識別番号が記録された、決済媒体による当社線の利用をいう。

(12) 2次元コード乗車 当社又は提携する事業者の管理するサーバ上に識別番号が記録された、携帯情報端末等に表示される2次元コードによる当社線の利用をいう。

(13) 発行者 クレジットカードタッチ乗車の機能を有するクレジットカードを発行する者及びそのカード機能を提供している者をいう。

(運賃前払の原則)

第4条 旅客は、当社の発売箇所において旅客運送の契約の申込みを行おうとする場合、現金をもって所定の運賃を提供するものとする。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、当社が特に認めた場合、企画乗車券の運賃を次の各号に定める証券等によって支払う（乗車券との引換えを含む。）ことができる。

(1) IC規則に定めるICカード

(2) 当社において特に認めたクレジットカード

(企画乗車券の詳細)

第5条 企画乗車券の詳細は、営業部長が別に定める。

(時間券の有効時間の特例)

第6条 時間券を使用する旅客が、旅行中に有効時間を満了した場合は、当該旅行の終了まで有効時間を延長することができる。ただし、規程第83条第1項に規定する乗換駅又は都営地下鉄との接続駅において、乗換時間が60分を超えた場合は、当該旅行は終了したものとみなす。

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

第7条 企画乗車券を使用する旅客は、規程第142条第2項及び第3項に規定する乗車券紛失の場合の取扱いを請求することができない。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

第8条 企画乗車券を使用する旅客は、規程第153条及び第155条に規定する有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しを請求することができない。

(列車等の運行不能、遅延等の場合の取扱い)

第9条 当社が特に認めた企画乗車券を所持する旅客に限り、当該乗車券の乗車日に、当社線が半日以上にわたって運行を休止した場合は、当該乗車券（未使用のものに限る。）を駅に差し出して、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、乗車日から1か年を経過した場合は、この限りではない。

(列車等の運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第10条 旅客は、前条に規定する事由が発生した場合は、当社の責に帰する事由の有無を問わず、前条に定める取扱いに限りて請求をすることができる。

2 旅客は、列車等の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車等に乗車することができない

場合は、前項に規定するものを除いて、当社の責に帰する事由の有無を問わず、一切の請求をすることはできない。  
(クレジットカードタッチ乗車の取扱い)

第11条 クレジットカードタッチ乗車においては、決済媒体及び携帯情報端末に表示される乗車券情報を乗車券とみなして取り扱う。

2 前項の乗車券情報は、当社が特に認めた企画乗車券の乗車券情報をいう。  
(2次元コード乗車の取扱い)

第12条 2次元コード乗車においては、2次元コード及び携帯情報端末に表示される乗車券情報を乗車券とみなして取り扱う。

2 前項の乗車券情報は、当社が特に認めた企画乗車券の乗車券情報をいう。  
(乗車券情報の呈示)

第13条 旅客は、係員から携帯情報端末に表示される乗車券情報の呈示を求められた場合、その場で呈示しなければならない。

2 前項により、係員から乗車券情報の呈示を求められたにもかかわらず、旅客の責に帰すべき事由により、決済媒体若しくは2次元コード及びその乗車券情報を呈示できなかった場合、旅客は乗車区間分の運賃を支払わなければならない。

(クレジットカードタッチ乗車の使用方法及び制限事項)

第14条 クレジットカードタッチ乗車に関して、次に掲げる使用はできない。

- (1) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合に、当該決済媒体で再び入場すること。
- (2) クレジットカードタッチ乗車に対応する改札機等の故障、停電、システム障害等により、乗降に必要な処理ができない場合に、クレジットカードタッチ乗車すること。

(2次元コード乗車の使用方法及び制限事項)

第15条 2次元コード乗車に関して、次に掲げる使用はできない。

- (1) 入場時に使用した2次元コードを出場時に使用しなかった場合に、当該2次元コードで再び入場すること。
- (2) 2次元コード乗車に対応する改札機等の故障、停電、システム障害等により、乗降に必要な処理ができない場合に、2次元コード乗車すること。

(クレジットカードタッチ乗車又は2次元コード乗車時における列車等の運行不能、遅延等の場合の取扱い)

第16条 当社が特に認めた企画乗車券を所持する旅客に限り、当該乗車券の乗車日に、当社線が半日以上にわたって運行を休止した場合は、当該乗車券が未使用の場合に限り、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。ただし、購入の日から1か年を経過した場合は、この限りではない。

(クレジットカードタッチ乗車又は2次元コード乗車が無効となる場合)

第17条 旅客が次の各号に該当する場合は、そのクレジットカードタッチ乗車又は2次元コード乗車は無効として取り扱う。

- (1) 決済媒体又は2次元コードを正当に利用する権限を持つもの以外が、それをういクレジットカードタッチ乗車又は2次元コード乗車をした場合。
- (2) 係員の承諾なく対応する改札機等による改札を受けずに入出場したとき。
- (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って入手した決済媒体又は2次元コードを使用したとき。
- (4) 偽造、変造、不正に作成された決済媒体又は2次元コードを使用したとき。
- (5) 旅客の故意又は重大な過失により、決済媒体又は2次元コードが障害状態になったと認められるとき。
- (6) 規程第87条に定める乗車券が無効となる事項に該当するとき。
- (7) この規則に基づかない利用をしたとき。
- (8) その他不正に利用したと認められるとき。

(免責事項)

第18条 クレジットカードタッチ乗車及び2次元コード乗車について、提携先に起因する旅客の損害又は提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責を負わない。

(旅客運送の契約条件の変更)

第19条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更同意したものとする。

- (1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
- (2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

(改廃手続)

第20条 この規則の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則 (平成28年3月営業部達第40号)

この規則は、平成28年3月26日から施行する。ただし、別表第1号カからスの各(ア)の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月営業部達第2号)

この規則は、平成28年3月26日から適用する。ただし、別表第1号ホの改正規定は、平成28年5月9日から施

行する。

附 則（平成28年6月営業部達第11号）

この規則は、平成28年6月20日から適用する。ただし、別表第2号キの改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月営業部達第42号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月営業部達第11号）

この規則は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第1号ケの改正規定は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月営業部達第45号）

この規則は、平成30年3月17日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）改正前別表第2号コ、サの改正規定 平成30年3月23日

（2）別表第1号ナの改正規定 平成30年4月1日

附 則（2019年3月営業部達第43号）

この規則は、2019年3月16日から施行する。

附 則（2019年9月営業部達第23号）

この規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則（2020年3月営業部達第41号）

この規則は、2020年3月14日から施行する。ただし、別表第1号フ及びびマの規定は2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年5月営業部達第12号）

この規則は、2020年6月6日から施行する。

附 則（2021年3月営業部達第54号）

この規則は、2021年3月13日から施行する。

附 則（2021年9月営業部達第18号）

この規則は、2021年9月15日から施行する。

附 則（2025年3月営業部達第69号）

この規則は、2025年3月22日から施行する。